

議案第18号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例

川崎市児童相談所条例（昭和46年川崎市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

ア 里親に関する普及啓発を行うこと。

イ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

ウ 里親と法第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

エ 法第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

オ 法第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他

の法第11条第1項第2号へ(5)の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

- (6) 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となった児童、その養親となった者及び当該養子となった児童の父母（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となった児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

児童福祉法の一部改正に伴い、児童相談所の業務に係る規定を整備するため、この条例を制定するものである。